

カテエネガスプラン3 for au

2019年10月1日 実施

中 部 電 力 株 式 会 社

本 則

1 適 用

(1) この個別要綱の料金プラン（以下「カテエネガスプラン3 for au」といいます。）は、当社が別途定めるガス基本契約要綱（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）が適用される需要で、次のイ、ロ、ハ、ニもしくはホならびにへおよびトにも該当する場合で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ 専用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用すること。

ロ 専用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること。

ハ 1 需要場所におけるガスメーターの能力（お客さまが1 需要場所に2 個以上のガスメーターを設置している場合には、それぞれのガスメーターの能力の合計といたします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用すること。

ニ 1 需要場所におけるガスメーターの能力（お客さまが1 需要場所に2 個以上のガスメーターを設置している場合には、それぞれのガスメーターの能力の合計といたします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること。

ホ その他当社が認めた場合

へ お客さままたはお客さまの同居の家族がKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定するKDDIまたは沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー電話」といいます。）のau（LTE）通信サービス約款に定めるau（LTE）通信サービスまたはau（WIN）通

信サービス約款に定めるau（W I N）通信サービスを利用していること。

ト お客さまが、ガス料金を、KDD I および沖縄セルラー電話が別に定めるカテエネガスプラン for au立替払いサービス請求規約に係る契約にもとづき、KDD I に毎月継続して立替えさせる方法（以下「KDD I 立替払いサービス」といいます。）により支払われること。

(2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。

2 定 義

次の言葉は、この個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 床暖房

エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により、床面下もしくは壁中に設置した配管に温水を供給して床面もしくは壁面の一定面積の暖房を行なうシステムをいいます。ただし、温風暖房を除きます。

(2) 家庭用セントラルヒーティングシステム

エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、放熱器に温水を供給して暖房を行なう家庭用のシステムをいいます。

(3) 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

(4) 併用住宅

店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(5) 住居部分

専用住宅の全部、または併用住宅のうち世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有し、居住の用に供されている部分をいいます。

す。

(6) 居室

居住の目的のために継続的に使用する住居部分の室をいいます(浴室、洗面所等を含みません。)

3 カテエネガスプラン3 for auの申込み

お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承認のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって、KDDIまたは沖縄セルラー電話を通じて申込みをしていただきます。

4 契約期間

(1) この個別要綱は、基本要綱14(ガス料金の適用開始の時期)で定める料金適用開始の日から適用いたします。なお、他の個別要綱によってガスを使用されていたお客さまがこの個別要綱に変更されるとき(以下「プラン変更」といいます。)の料金適用開始の日は、お客さまと当社が別途合意した場合を除き、お客さまのカテエネガスプラン3 for auの申込みを当社が承諾したのち、はじめに到来する検針日の翌日といたします。

(2) この個別要綱を適用するガス需給契約の契約期間は、次によります。

イ この個別要綱を適用するガス需給契約の契約期間は、ガス需給契約が成立した日(ただし、プラン変更のときは、料金適用開始の日といたします。)から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の翌年度の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先立って、お客さまと当社の双方が、ガス需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行わない場合は、この個別要綱を適用するガス需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

5 ガス料金

- (1) ガス料金は、(2)の場合を除き、別表1により算定いたします。
- (2) 基本要綱19（日割計算）により日割計算を行なうときのガス料金は、別表2により算定いたします。

6 ガス料金その他の支払方法

お客さまは、毎月、KDDI立替払いサービスによりガス料金を支払うものとし、ガス料金がKDDIにより当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、お客さまから当社に対する支払いがなされたものといたします。

7 設置確認

- (1) 当社は、お客さまが1（適用）(1)イ、ロ、ハ、ニまたはホに該当するかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまの住宅への立入りを承諾していただきます。
- (2) お客さまが、床暖房、家庭用セントラルヒーティングシステムを取り外すなどし、1（適用）(1)イ、ロ、ハ、ニまたはホに該当しなくなった場合は、ただちにその旨を当社に申し出ていただきます。

8 適用の終了

- (1) お客さまが、1（適用）(1)イ、ロ、ハ、ニまたはホに該当しないことが判明した場合、または7（設置確認）(1)の立入りを承諾していただけない場合には、当社は、この個別要綱の適用を承諾せず、またはこの個別要綱の適用を終了いたします。なお、この個別要綱の適用を終了する場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 当社が(1)によってこの個別要綱の適用を終了した場合には、当社が(1)のお知らせの際に定める日から、カテエネガスプラン1 for auを適用いたします。ただし、お客さまが1（適用）(1)イ、ロ、ハ、ニまたはホに該当しないことが判明した場合で、1（適用）(1)トにも該当しないことが判明したときには、当社が(1)のお知らせの際に定める日から、カ

テエネガスプラン1を適用いたします。

(3) お客さまが、1（適用）(1)トに該当しなくなることが判明した場合には、お客さまは、KDDIまたは沖縄セルラー電話を通じてすみやかに当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、この個別要綱の適用を終了いたします。なお、この個別要綱の適用を終了する場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(4) 当社が(3)によってこの個別要綱の適用を終了した場合には、当社が(3)のお知らせの際に定める日から、カテエネガスプラン3を適用いたします。ただし、お客さまが1（適用）(1)トに該当しないことが判明した場合で、1（適用）(1)イ、ロ、ハ、ニまたはホにも該当しないことが判明したときには、当社が(3)のお知らせの際に定める日から、カテエネガスプラン1を適用いたします。

9 その他

その他の事項については、基本要綱の規定によります。

附 則

1 実施期日

この個別要綱は、2019年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前からガス需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定するガス料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降であるガス料金については、当該確定したガス料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における本則5（ガス料金）の料金率については、別表1_2（料金表）にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率
基本料金 1月およびガスメーター1個につき	円 2,667.60
基準単位料金 1立方メートルにつき	109.91

別 表 1

1 料金の算定方法

ガス料金は、基本料金と従量料金を合計した金額といたします。従量料金は、基準単位料金（ただし、基本要綱21（単位料金の調整）により調整単位料金を算定する場合は、その調整単位料金といたします。）に1月のガス使用量を乗じて算定いたします。

2 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1月およびガスメーター1個につき	2,717.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金（消費税等相当額を含みます。）

1立方メートルにつき	111.95円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに基本要綱21（単位料金の調整）により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

別 表 2

料金の日割計算

ガス料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金を合計した金額といたします。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算日数}}{30}$$

なお、基本料金は、別表1の料金表における基本料金、日割計算日数は、ガス料金の算定期間の日数とし、計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) 従量料金

別表1の料金表における基準単位料金（ただし、基本要綱21（単位料金の調整）により調整単位料金を算定する場合は、その調整単位料金といたします。）に1月のガス使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、基本要綱別表における適用基準と同様といたします。